平成２７年（フ）第１９８６号
神奈川県横浜市保土ケ谷区瀬戸ケ谷町70－５
債務者　横山　修一
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９８８号
神奈川県海老名市東柏ケ谷２丁目３－21－202
債務者　濱中　正人
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９９１号
埼玉県桶川市若宮２丁目23―12―101
債務者　中原祥太郎
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９９２号
東京都足立区足立３丁目13－８－704
債務者　佐藤　　治
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９９３号
東京都江戸川区東葛西４丁目23－８－304
債務者　田邊　勝宏
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９９４号
埼玉県さいたま市大宮区大成町３丁目202－１－401
債務者　大野　葉月
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１９９７号
東京都板橋区赤塚４丁目３－15―202
債務者　菅原　和枝
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０００号
東京都八王子市泉町1169―27
債務者　木村茉帆子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２００５号
東京都西東京市ひばりが丘１丁目２－１－711
債務者　澁谷　千代
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０１２号
東京都練馬区豊玉上２丁目３－23―219
債務者　坪ノ内祐貴
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０２３号
東京都練馬区練馬４丁目21―18―201
債務者　山江　善平
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０２４号
千葉県佐倉市井野1087－１－204
債務者　畑中　　剛
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０２８号
東京都江東区新大橋１丁目５－14―501
債務者　柴田　　尋
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０３１号
東京都江東区猿江２丁目16―23―505
債務者　河野　壽一
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２０３２号
東京都板橋区志村２丁目９－12―303
債務者　古野　邦子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部